

正副委員長案
(10月4日決定事項との比較表)

(資料1)

10月4日決定事項	10月26日 正副委員長案
<p>(目的)</p> <p>地域経済の振興を図る施策について、基本理念を定め、市、事業者、市民等の役割を明らかにし、当該施策の方向性について定め、地域一体となって地域経済の循環に係る施策を推進することで、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与する。</p>	<p>(目的)</p> <p>この条例は、地域に根ざした経済の好循環が、地域経済の持続的な発展及び市民生活の基盤となるものであることに鑑み、地域経済の振興を図る施策について、基本理念を定め、市、事業者等、市民等の役割を明らかにし、地域が一体となって経済の循環に係る施策を推進するために必要な事項を定めることにより、本市の地域経済及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

正副委員長案
(10月4日決定事項との比較表)

10月4日決定事項	10月26日 正副委員長案
<p>(基本理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活性化を図ること ・地域資源（小田原の農林水産物、工芸製品、自然、歴史、伝統、文化、技術、エネルギー等）の活用の促進（情報の発信を含む。）を図ること ・市と事業者の連携・市の事業者への支援・事業者同士の連携協力・受注機会の増大などが重要であること ・市民等の理解と協力を推進すること 	<p>(基本理念)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域経済の好循環を図るための施策は、市内事業者が地域経済の重要な担い手であるという認識の下に、市内事業者の活性及び経営基盤の強化に資するよう推進するものとする。 2 地域経済の好循環を図る施策の推進に当たっては、地域資源の活用が重要となることから、本市の農林水産物、工芸製品等の特産品をはじめ、本市の自然、歴史及び文化、産業技術、エネルギー等のあらゆる地域資源の活用に向けた連携及び新たな発掘に努めるものとする。 3 地域経済の循環の促進を図るためには、市と事業者及び事業者間の連携及び協力が必要となることから、受注機会及び発注機会の増大に努めることを含め、適切な補完関係を構築していくものとする。 4 地域経済の好循環を実現し、持続していくためには、市民等による地域における消費、担い手の育成、地場産品に対する理解が欠かせないものとなることから、地域経済の振興に対する市民等の理解及び協力を促進するものとする。
<p>(定義) ※記載省略（条文全体の内容が定まった際に必要な項目を記載していく）</p> <p>前回の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者 ・市内産品等 市内で生産、採取される農林水産物若しくは市内で製造、加工され又は販売される物品をさす 	

正副委員長案

(10月4日決定事項との比較表)

10月4日決定事項	10月26日 正副委員長案
<p>(市の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の経営基盤の強化を促進するための施策を推進する ・市内産品等を適切に周知し、消費を促進するための施策を推進する ・工事の発注、物品の調達等に当たり、市内事業者の受注機会の増大に努める ・国や県の支援事業を活用し、地域経済の支援に関する施策を推進する ・周辺の市町と連携し、地域経済の発展に資する施策を推進する 	<p>(市の役割)</p> <p>1 市は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の循環を図る施策を推進するものとする。</p> <p>(1) 市内事業者の経営基盤の強化を促進するための施策</p> <p>(2) 市内事業者の受注機会の増大を図る等、市と事業者及び事業者間の連携及び協力を促進するための施策</p> <p>(3) 市内産品等に係る情報発信を積極的に行う等、市内産品等の消費を促進するための施策</p> <p>2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国及び県の支援事業を活用するほか、周辺の市町との連携に努めるものとする。</p>
<p>(市内事業者の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な商品、サービス等の提供や品質及びサービスの向上に努める ・雇用機会の確保、人材育成、就労環境の整備に努め、事業の継承を図る ・社会情勢の変化に応じて、経営基盤の改善、強化又は経営の安定化に努める ・地域資源の活用、発信に努める 	<p>(市内事業者の役割)</p> <p>1 市内事業者は、経営基盤の強化により持続的な事業経営に努めるものとする。</p> <p>2 市内事業者は、優良な商品及びサービスの提供並びにその品質の維持向上に努めるものとする。</p> <p>3 市内事業者は、雇用機会の確保、人材の育成及び就労環境の整備に努めるものとする。</p> <p>4 市内事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域資源を積極的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>5 市内事業者は、市が実施する地域経済の循環を図る施策に協力するよう努めるものとする</p>

正副委員長案

(10月4日決定事項との比較表)

10月4日決定事項	10月26日 正副委員長案
<p>(大企業の協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力する ・中小企業の振興が地域経済の発展のために重要であることをふまえて、中小企業との連携・協力を努める <p>(・中小企業が生産、製造する商品、サービス等の利用に努める)</p>	<p>(大企業の協力)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大企業は、中小企業の振興が地域経済の発展のために重要であることを踏まえ、市内大企業は市内中小企業との連携及び協力を努めるものとする。 2 市内大企業は、市内中小企業が生産、製造する商品、サービス等の利用に努めるものとする。
<p>(地域経済団体の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の経営基盤の強化を図る取組を積極的に支援する ・市内事業者に対し、国、県、市等の施策や支援事業の情報を適切に提供する ・市が実施する地域経済の振興に関する施策に協力する 	<p>(地域経済団体の役割)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域経済団体は、市内事業者の経営基盤の強化を図る取組を積極的に支援する。 2 地域経済団体は、市内事業者に対し、国及び県の支援事業並びに市が実施する施策の情報を適切に提供するように努めるものとする。 3 地域経済団体は、市が実施する地域経済の循環を図る施策に協力するように努めるものとする。
<p>(市民等の協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の振興が地域経済の発展に寄与することを理解する ・地域資源の活用と市内産品等の積極的消費並びに市内事業者が提供するサービスの積極的利用に努める 	<p>(市民等の協力)</p> <p>市民等は、地域資源の積極的活用及び市内産品等の積極的消費並びに市内事業者が提供するサービスの積極的利用に努めるものとする。</p>